

令和8年版

学校いじめ防止基本方針

戸田市立新曽北小学校

目次

はじめに 基本方針策定にあたって.....	3
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢	3
1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念.....	3
2 いじめの定義.....	3
3 いじめの認知に対する考え方.....	4
4 いじめ解消の定義.....	4
第2 いじめ防止等のための取組	7
1 いじめの未然防止.....	7
2 いじめの早期発見.....	7
3 いじめへの対処.....	8
4 いじめ事案が発生した際の基本的な対応の流れ.....	9
第3 重大事態への対処.....	11
1 重大事態とは.....	11
2 重大事態発生時の初動対応	11
3 重大事態調査の進め方	13
4 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応.....	14
第4 いじめ防止に係る年間行事予定.....	16
第5 いじめ防止啓発資料等	17

はじめに 基本方針策定にあたって

「いじめはどの学校にも、どの子供にも起きている」との基本認識の下、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に全力で取り組むこととする。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

戸田市では、これまでも、「いじめは絶対許さない」という意識の醸成を図り、互いを尊重し合う人間関係の構築を目指して、市、学校、家庭、地域、関係機関が連携していじめの防止と対策にあたってきた中、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を受けて、児童の尊厳を保持する目的の下、市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「戸田市いじめ防止基本方針（以下、市方針という）」を策定した。

市方針を受けて、本校においては、法第13条（学校いじめ防止基本方針）に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針をここに定める。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

いじめ防止等のための対策は、「いじめはどの学校にも、どの子供にも起きている」という基本認識の下、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。

また、いじめ防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、重大な状況も生み出す行為であることを、児童が十分理解できるよう行われなければならない。

さらに、いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることから、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題の克服を目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

法第2条に基づき、いじめの定義を以下のように捉える。

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌

なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

具体的ないじめの態様としては、以下が考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンやスマートフォン等を通して、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの認知に対する考え方

平成27年8月17日付け 文部科学省通知を踏まえ、いじめはどの学校でも起こっているという立場に立ち、以下の点に留意しながら積極的な認知を進めていく。

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」により行う。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合も想定し、背景にある事情の聴取を通して児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応する。
- ・いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合があると認識する。

なお、認知に際しては、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為を囁し立てたり、面白がったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3ヶ月を目安に継続していること（ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合を除く）。

教職員は、この期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、定期的に当該児童の状況を確認し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して対応方法を継続する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、継続的に注意深く観察していくこととする。

5 いじめ防止等に関する組織の設置

法第22条に基づき、いじめ防止、早期発見及び解決に関する措置を実効的かつ組織的な対応を行うための中核となる組織として以下を設置する。なお、いずれの組織においても開催時には議事録を作成し、この議事録は5年保存とする。

ア) いじめ問題等対策委員会（定例）

校長・生徒指導主任・養護教諭・各学年生徒指導委員（教育相談担当を含む）・（SC）

この委員会は本校のいじめの認知（早期発見）や未然防止・早期解決について協議・評価することとし、生徒指導委員会定例委員会とは別に設置する。開催は月1回程度とし、主な役割は以下のとおりとする。

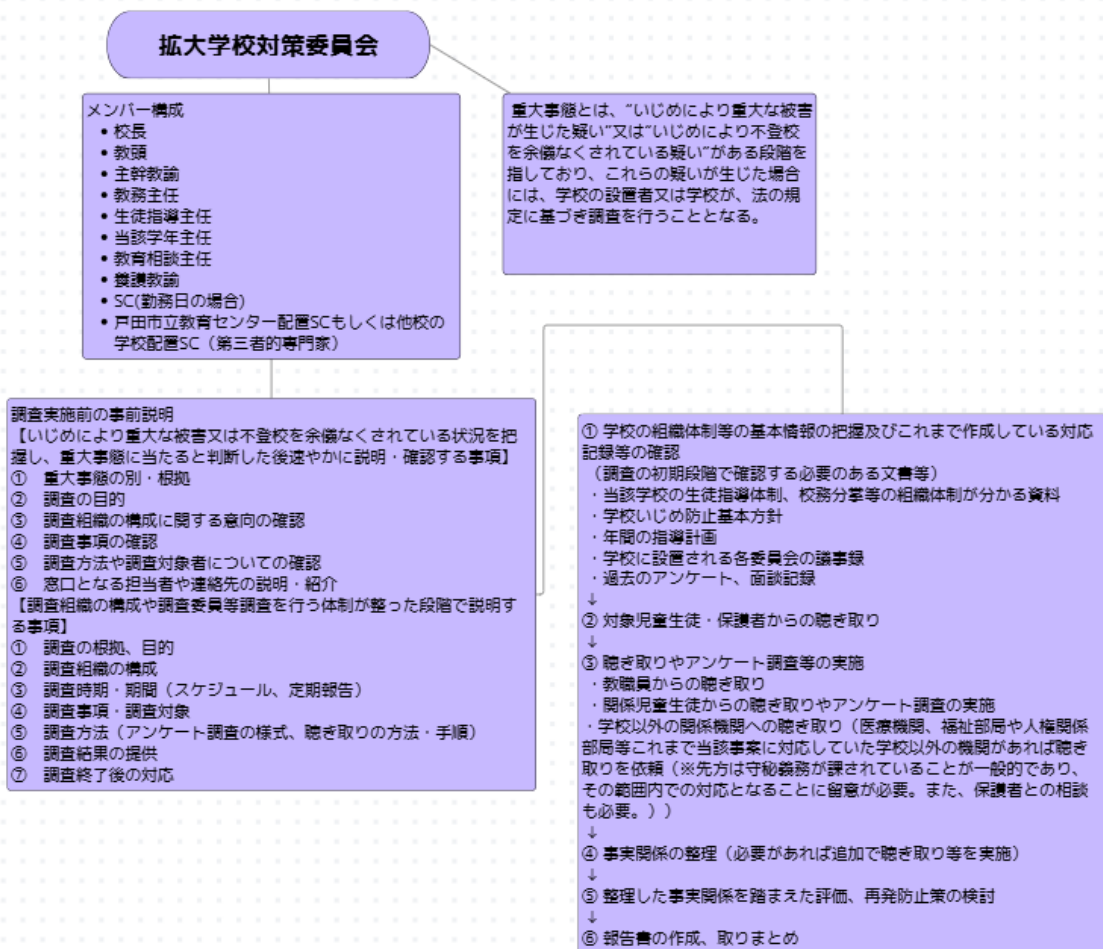
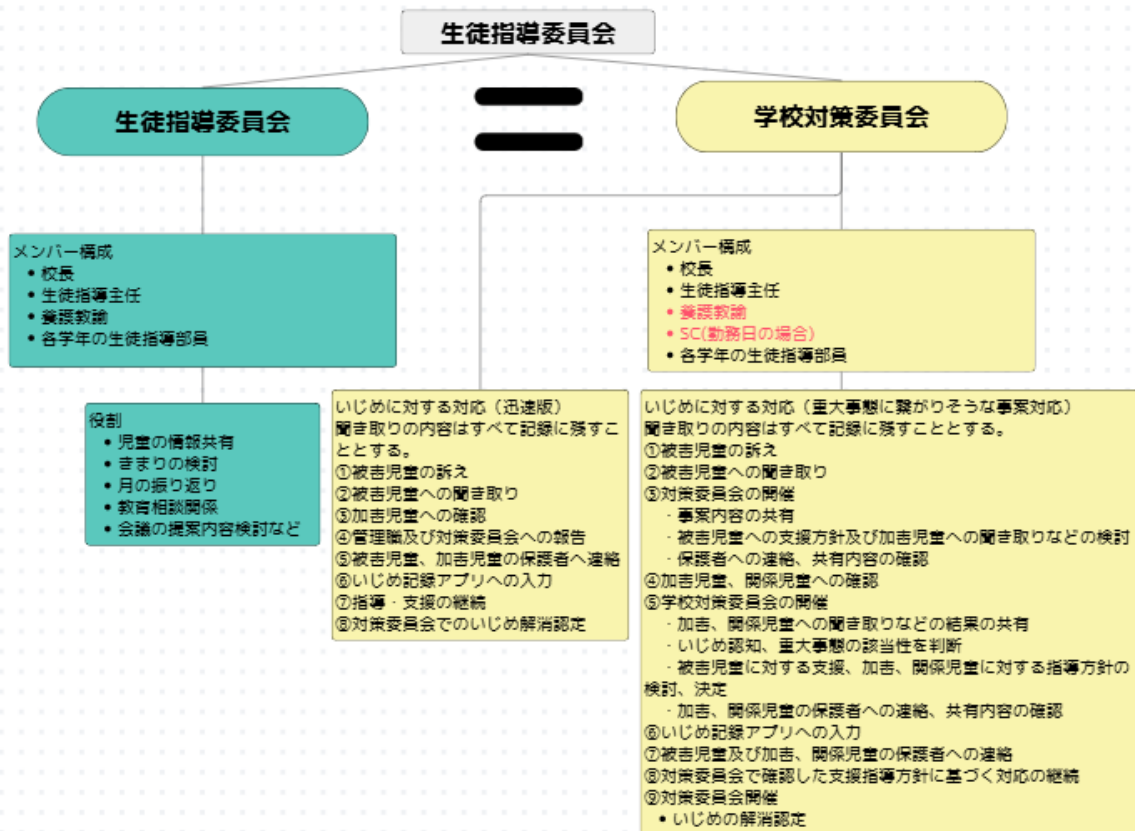
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間指導計画の作成、実施及び必要な見直し
- ・校内研修の企画等を通じた教職員のいじめに係る資質能力の向上
- ・いじめの未然防止、早期発見に係る取組
- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・事実関係の確認を踏まえたいじめの認知、解消、重大事態の判断
- ・いじめに対する指導支援方針の検討、改善
- ・いじめの相談、通報の窓口として情報の集約
- ・市や国の見直しを踏まえて定期的に学校基本方針の点検・見直し

なお、迅速に事実関係の確認やいじめの認知等の判断を行う場合の構成員はこの限りとせず、臨時の対策委員会として、校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、当該学年主任及び担任、その他校長の判断の下に教職員その他関係者招集して開催する。

イ) 拡大学校対策委員会

校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・当該学年主任・教育相談主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・SC・戸田市立教育センター配置カウンセラー（もしくは他校の学校配置SC）

この委員会は、学校主体で重大事態を行う場合の調査組織として、詳細な事実関係の確認、学校の対応の検証、再発防止作成の提案等を行う。構成員には、校内職員だけでなく、第三者的かつ専門家として戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは他校の学校配置スクールカウンセラー（以下、SCという）をメンバーに加えることとする。



第2 いじめ防止等のための取組

1 いじめの未然防止

根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠であるとの認識のもと、以下に取り組む。

- ・多様な考え方を認め合い、自分も他者も認め合える学級風土の醸成
- ・落ち着いて学校生活を送るための規律の確保と規範意識の醸成
- ・道德教育を中心とした教育活動全体を通じた人権感覚の涵養
- ・いじめは決して許されない という意識の醸成
- ・児童が参画するいじめの防止に向けた方策の議論や、実行する取組の推進
- ・学ぶ喜びを味わえる授業、児童が関わり合い高め合う授業の充実と学力の向上
- ・日常的な観察やアンケート（※）等による積極的な情報収集
- ・インターネット等を介したいじめ防止に関する、情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育の充実・徹底
- ・教職員、児童、保護者等に外国人児童や性の多様性をはじめとした様々な人権問題についての啓発
- ・教職員と児童との良好な人間関係の構築及び相談しやすい雰囲気づくり・児童のSOSを発信できる力の育成（本人だけでなく、友達の危機を含む）
- ・いじめに無関心な傍観者（観衆）を仲裁者とするアップスタンダー育成の取組

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩であり、日頃から丁寧な児童理解に努め、些細な変化にも気付く力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。そのため、「さ・し・す・せ・そ」（さ）最悪の事態を想定し、（し）慎重に、（す）素早く、（せ）誠意をもって、（そ）組織で対応、を合言葉に以下に取り組む。

- ・こころのアンケートを5月と11月の年2回行い、その後2週間以内に全児童との面談を実施。
- ・市の心のアンケートがない月には学校独自のアンケートを行い、児童の心情を把握すること、いじめの早期発見に努める。
- ・生徒指導委員会及びいじめ問題等対策委員会におけるいじめの積極的認知。
- ・年に3回を目安に教育相談日を設け、いじめにつながりそうな案件やいじめについて、日常的に保護者から電話での相談も含めて、誠意をもって迅速に対応。
- ・電話相談・SNS相談窓口等の情報を児童、保護者、地域等へ周知見守っていく。

なお、以下を基本として対応する。

- ① 児童のささいな変化に気づく。
- ② 気づいた情報は学年主任、生徒指導主任、管理職へ確実に共有する。（各部会を待たない。）
- ③ いじめの情報へは速やかに対応する（担当者への躊躇ない報告と臨時部会の招集。）
- ④ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知していく。

- ⑤情報収集に際しては、事実確認を5W1H（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）に確認する

3 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを受けた児童といじめたとされる児童や周囲の児童に対して、客観的に事実関係を確認した上で記録を取り、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、聴取した事実関係は、速やかに関係児童の保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で連携した対応を行う。さらに、必要に応じて関係機関への連絡・相談を進める。

教職員は平素よりいじめを把握した場合の対処のあり方について、本方針を初めとして、市教育委員会作成の「いじめ問題対応マニュアル」や県教育委員会作成の彩の国生徒指導ハンドブック「I's2019」等を通じて、理解を深めていく。

(1) いじめている児童への指導

いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮する。当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。まず、自分の行った行為を振り返らせ、いじめは絶対にいけないことだと理解させる。その際、以下の点に留意する。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤多くの教職員の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

(2) いじめられている児童への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、寄り添い支える態度で接する。その際、以下の点を伝え、児童が安心して生活できるよう最大限の配慮を行う。

- ①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
- ②安全確保に努めること。
- ③継続して支援をすること。
- ④困ったことはすぐに教職員や周囲の大人に相談すること。

(3) 周りで囁し立てている児童への対応

自分で手を下すことがなくても、周りで囁し囁し立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。囁し立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの児童を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。

- ①囁し立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
- ②被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気づかせる。

(4) 見て見ぬふりをする児童への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならな

い行為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをするのは、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり制止したりしようとする心を育てるために以下のことを指導する。

- ①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
- ②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
- ③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。

(5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

- ①クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話合いで問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
- ②見て見ぬふりをやめ、教職員や身近な大人に情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。
- ③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
- ④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
- ⑤日頃から道徳教育及び学級活動等による人間関係づくりの充実を図る。
- ⑥学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

4 いじめ事案が発生した際の基本的な対応の流れ

【いじめ防止対策推進法】

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合(アンケート等による訴えを含む)には、速やかに、学校対策委員会に対し報告を行わなければならない。これは法第23条第1項に基づく義務であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。(報告先は管理職と生徒指導主任とし、事実ベースで事案についてメモをとり、口頭で報告する。)

報告を受けた学校対策委員会では、次頁に示す基本的な対応の例を踏まえつつ、事案の特性や当該児童の状況、学校の実情に応じて迅速に対応する。各学校の学校基本方針において、各学校におけるいじめ対応の流れを基本的な流れを明示する。

なお、いじめ事案に係る具体的な対応及び留意点等については、「戸田市立小・中学校いじめ問題対応マニュアル」を参照する。

5 児童、家庭、地域、関係機関への周知

学校基本方針や学校対策委員会等について、児童に周知し、加害行為への抑止や被害児童への安心感を与えるとともに、学校におけるいじめ防止等の取組や事案対処について、家庭や地域、関係機関と連携を深め、理解、協力を得るために、法や学校基本方針、学校対策委員会、いじめの定義やその具体例等について家庭や地域、関係機関等に周知する。

いじめ事案が発生した際の基本的な対応の流れ

㊦最悪の事態を想定し ㊧慎重に ㊨素早く ㊩誠意をもって ㊪組織で対応

※以下の各段階において記録を作成すること。

- ① いじめの疑いがある事案について報告を受けた場合、管理職等を中心に以下の事項を確認
 - ・被害を訴えた児童(A)の状況の確認(被害状況、本人の思い(苦痛の有無、加害側・学校への要望等))
 - ・詳細な事実関係の確認の要否
 - ・被害状況に応じて警察等との連携の要否
 - ・重大事態の該当性の検討
 - ・保護者への情報共有を含めた今後の対応の見通し
 - ・関係の深い教職員への情報共有
 - ・学校対策委員会の開催調整

↓

- ② (必要な場合)Aへの詳細な事実関係の確認

↓

- ③ 学校対策委員会の開催(校長判断の下、迅速に対応できる体制)
 - ・事案の内容を共有(Aの訴えの内容、Aの現在の様子や要望)
 - ・Aへの支援方針及び加害、関係児童への聴き取り等の検討
 - ・SCやSSWの連携、警察等外部連携の要否を判断
 - ・A保護者への連絡、共有内容の確認
- ④ 加害児童、関係児童等への確認

↓

- ⑤ 学校対策委員会の開催
 - ・加害、関係児童への聴き取り等の結果の共有
 - ・いじめの認知、重大事態の該当性を判断
 - ・Aに対する支援、加害、関係児童に対する指導方針の検討、決定
 - ・加害、関係児童の保護者への連絡、共有内容の確認

↓

- ⑥ (いじめ認知の場合)いじめの認知アプリに入力 ※年3回市教委へ報告

↓

- ⑦ A保護者及び加害、関係児童保護者への連絡

↓

- ⑧ 学校対策委員会で確認した指導支援方針に基づく対応の継続

↓

- ⑨ 学校対策委員会の開催
 - ・いじめの解消を判断(いじめが止んでから3か月以上の経過、A及び保護者に確認し現在苦痛を感じていないことが確認された)

第3 重大事態への対処

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた疑い”又は“いじめにより不登校を余儀なくされている疑い”がある段階を指しており、これらの疑いが生じた場合には、学校の設置者又は学校が、法の規定に基づき調査を行うこととなる。

対応については、文部科学省作成「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 令和6年8月改訂版」（以下、国のガイドラインという。）及び「戸田市いじめ防止基本方針 令和6年12月改訂版」（以下、市基本方針という。）に沿った対応を行っていくが、事案の状況等に応じ、国のガイドラインによらない適切な方法で調査を行うことも視野に入れた対応をしていく。

1 重大事態とは

(1) 重大事態調査の目的

いじめにより対象児童が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行う目的とする。

(2) 重大事態に対する学校の基本的姿勢

年度初めの職員会議や校内研修等において、法や市基本方針、本校の基本方針について全教職員で共有した上で、重大事態が発生した場合には、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む。

対象児童・保護者に対しては、詳細な調査を行わなければ全容は分からないということを一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」等の判断を行わないことはもちろん、重大事態の判断についても、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、市教育委員会又は学校として判断する。

また、重大事態調査中も対象児童・関係児童の学校生活が続いていることから、対象児童の見守りや心のケア、関係児童に対する指導及び支援に継続して取り組む必要がある。校内体制を分けるなど重大事態調査と並行して児童に対する対応が疎かにならないよう注意する。

対象児童・保護者が重大事態調査を望まない場合には、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応する。例えば、対象児童・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことや、関係児童等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどにより調査を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表しないことも考えられる。

2 重大事態発生時の初動対応

(1) 発生報告

重大事態が発生した場合は、学校は、市教育委員会に以下の事由を報告する。

- ・学校名
- ・対象児童生徒の氏名、学年
- ・報告時点における対象児童の状況（いじめや重大な被害の状況、訴えの内容等）

※その時点で把握している事実関係

重大事態が発生した場合には、特に対象児童・保護者等との情報共有が重要であることから、学校で窓口となる者を決めて、連絡・調整にあたる。あわせて、調査において必要となる資料の収集・整理に取り掛かる。

(2) 調査組織の設置

法において、重大事態調査は市教育委員会又は学校が調査主体となって行うこととさ

れているが、市教育委員会が主体となるか学校が主体となるかは個別の重大事態の状況に応じて、市教育委員会が判断する。

なお、不登校重大事態は、いじめの詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的に位置付けており、学校内の様子や教職員・児童の状況は当該学校が最も把握していることを踏まえて、原則として学校主体で調査を行う。

(3) 調査組織の構成

調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえて調査主体において判断する。対象児童・保護者に対する調査実施前の事前説明での意向も考慮しつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。

対象児童・保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となるように構成する。学校が主体となる場合は、「拡大学校対策委員会」において調査を行う。なお、国のガイドラインを踏まえ、以下のケースにおいては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、市教育委員会が主体となり、第三者委員会方式となる「いじめ問題調査委員会」において調査を行う。その際、専門家、第三者の考え方については、国のガイドラインに基づくこととする。

<国のガイドライン第6章第2節(1)基本的な考え方 該当箇所抜粋>

- ①対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
- ②対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- ③これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

(4) 調査実施前の事前説明

調査の実施前には対象児童・保護者に説明を行い、調査の目的等について共通理解を図り、調査事項や調査組織の構成等について認識のすりあわせを行う。この説明は原則として調査主体となる市教育委員会または学校が行い、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成等が決まり体制が整った段階で説明する事項がある。

事前説明事項については、基本的には国のガイドラインの第7章第2節に記載の事項とする。

<国のガイドライン第7章第2節(1)対象児童生徒・保護者への説明事項より項目のみ掲載>

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

- ①重大事態の別・根拠
- ②調査の目的
- ③調査組織の構成に関する意向の確認
- ④調査事項の確認
- ⑤調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

- ①調査の根拠、目的
- ②調査組織の構成
- ③調査時期・期間(スケジュール、定期報告)
- ④調査事項・調査対象
- ⑤調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順)
- ⑥調査結果の提供
- ⑦調査終了後の対応

重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際は、その都度、説明内容を事前に対象児童・保護者及び関係児童・保護者に伝える（公表する資料がある場合は、事前に文案の了解をとるよう努める）。

また、自殺事案の場合には、自殺の事実を他の児童をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解をとる。

さらに、関係児童・保護者に対しても事前の説明が必要である。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童や保護者等の協力が重要である。

基本的には、（４）対象児童・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童・保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見があれば聴き取り、必要に応じて調整する。

調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童・保護者に提示、提供、説明を行うことになるので、関係児童・保護者に対し聴き取り調査等の実施前にそのことを説明し、必要に応じて同意を得る。

対象児童・保護者が詳細な調査の実施や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態調査を行う必要はあるが、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する。

3 重大事態調査の進め方

(1) 基本的な調査の流れ

重大事態調査の進め方については、国のガイドライン第8章を参照しつつ、事案の特性や対象児童・保護者等の意向を踏まえつつ調査組織において決定する。基本的な調査の進め方は、国のガイドラインを踏まえ以下のとおりとする。

なお、対象児童が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本方針に加えて、背景調査の指針に基づいて行うことが必要である。

＜国のガイドライン第8章

第2節(1)調査全体の流れ(該当箇所抜粋)＞

①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認
(調査の初期段階で確認する必要がある文書等)

・当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料

・学校いじめ防止基本方針

・年間の指導計画

・学校に設置される各委員会の議事録

・過去のアンケート、面談記録

②対象児童生徒・保護者からの聴き取り

③聴き取りやアンケート調査等の実施

・教職員からの聴き取り

・関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施

・学校以外の関係機関への聴き取り(医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼(※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。))

④事実関係の整理(必要があれば追加で聴き取り等を実施)

⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

⑥報告書の作成、取りまとめ

(2) 調査の進め方に係る留意事項

不登校重大事態の場合について、調査中に対象児童が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象児童・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

また、重大事態調査の途中で対象児童・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。児童に対する聴き取りを行う場合の留意事項、アンケート調査を行う場合の留意事項等については、国のガイドラインの第8章第2節(3)～(6)に記載があるため、これを参照しつつ、調査組織内の専門家の助言も受けながら調査を進める。

(3) 調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については国のガイドライン第8章第3節(1)に記載されている。具体的に何を調査するかという調査事項については、事案の特性や対象児童等の意向も考慮しつつ、最終的には調査組織において決定する。

事実関係の確認・整理に当たっては、国のガイドラインに基づき、調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめる。

また、事実関係を把握し、対象児童への対応・支援の方策、(いじめが認められた場合の)加害児童への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる。

上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び市教育委員会の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。

4 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応

(1) 調査報告書の説明

法第28条第2項に基づき、学校は、対象児童・保護者に調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うことが求められる。調査結果の説明は、調査報告書本体又は概要版資料を提示又は提供し、調査を通じて確認された事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について、いじめを行った児童等のプライバシーや人権に配慮して説明を行う。

また、学校による調査結果の説明の際に、市教育委員会が市長に調査結果の報告をする際、対象児童・保護者からの所見書を併せて提出できることを説明する。

学校は、対象児童及び保護者と事前に説明した方針に沿って、いじめを行った児童・その保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

(2) 調査報告書の公表

公表するか否かについては、市教育委員会と協議の上、当該事案の内容や重大性、対象児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、特段の支障がなければ公表することとする。

(3) 調査結果を踏まえた対応

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象児童が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。対象児童が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて、家庭や専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。

いじめを行った児童に対しては、当該児童が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から保護者とも連携しつつ指導支援を行う。対象児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、法第23条第6項に基づき、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

調査報告書の内容及び提言された再発防止策について、学校は真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

第4 いじめ防止に係る年間行事予定

毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会 ・いじめ問題等対策委員会 ・にじいろ遊び ・学級経営リフレクションによる学級経営の見直し ・学校独自アンケート
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導(全学年)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校応援団と連携した植栽・緑化活動 ・校内就学支援委員会での児童理解 ・第1回教育相談日 ・第1回心のアンケート及び全児童との面談の実施
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校公開日における全学級デジタル・シティズンシップ授業の実施
7月	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の職員研修(児童理解研修・ゲートキーパー研修)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 ・にじ色遊び ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の前期評価・改善検討① ・授業参観における全学級道徳授業の実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・CAP研修への参加(代表教職員)と校内への還元 ・学校応援団と連携した植栽・緑化活動 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の前期評価・改善検討②
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・いじめ撲滅強調月間の取組(児童会によるいじめ撲滅運動の推進) ・全学年でのいじめを題材にした道徳授業 ・いじめ撲滅ティッシュ配り ・学校応援団と連携した植栽・緑化活動 ・第2回心のアンケート及び全児童との面談の実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の2学期評価・改善検討(生徒指導委員会) ・第2回教育相談日 ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の年間評価 (教職員学校評価・学校評議員による評価・保護者アンケート等)・公表
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の年間評価に基づく修正、変更事項協議 ・にじいろまつり
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回教育相談日 ・6送会・にじ色お礼の会 ・校内就学支援委員会での児童理解
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中交流会(6年生) ・今年度の成果と課題の検討及び次年度の取組の検討

いじめ防止
リーフレット
児童生徒用

みんなで作ろう いじめのない学校！

「いじめ」は、人として、絶対にしてはいけないことです。「いじめ」を受けた人は、深く傷つき、つらい気持ちや苦しい気持ちは一生消えません。

「いじめる」ということは、ひきょうなことです。人として絶対に許してはいけないことです。そこで、市内各小・中学校児童生徒が道徳の授業で学んだいじめについての考えや意見をまとめてみました。



つた 伝えたいわたしたちのメッセージ



《いじめられている人へ》

- ・ どうしたの。たずけてねって行ってね。(小1)
- ・ だいじょうぶ。いっしょにあそぼうよ。(小2)
- ・ わたしがいっしょにいるからだいじょうぶ。(小3)
- ・ 先生に相談しようよ。わたしも行くから。(小4)
- ・ 勇気をだしてね。助けるよ。(小5)
- ・ 一人じゃないよ。まわりに頼ってね。(小6)
- ・ つらいけれど死んでほめだよ。(中1)
- ・ 必ず助けるから。生きていたらきっといいことあるよ。(中2)
- ・ 無理してがまんしないでいいよ。相談してね。(中3)

《いじめを見ているまわりの人へ》

- ・ みてるだけじゃかわいそうだよ。(小1)
- ・ かわいそうだよ。どうにかしなくちゃ。(小2)
- ・ いじめられるのを見て何とも思わないの。(小3)
- ・ いじめられている人がどれだけ苦しいかわかる。(小4)
- ・ いっしょにやめようよ。そして話し合おうよ。(小5)
- ・ 黙ってみていないではっきり言おうよ。(小6)
- ・ いじめは小さなことから始まる。すごく傷つくよ。(中1)
- ・ 自分もいじめられたらと思うよね。だから先生や大人の助けをかりようよ。(中2)
- ・ いじめはちょっとしたことから起こる。友達の良いところを見つけようよ。(中3)

《いじている人へ》

- ・ だめだよ。かわいそうでしょ。(小1)
- ・ よわいものいじめなんてだめだよ。(小2)
- ・ 自分もされたらいやでしょ。(小3)
- ・ いじめても何の得にもならないよ。(小4)
- ・ 何が楽しいの。調子にのらないで。(小5)
- ・ いじている人は、忘れてしまうけれど、いじめられた人は一生傷つくよ。(小6)
- ・ 弱い人に手をだすのはひきょうだよ。(中1)
- ・ 乱暴な言葉づかい、いたずらやいやがらせはいじめの始まりだよ。(中2)
- ・ いじめをしてもいいことないよ。楽しくないよね。だったらやめようよ。(中3)

戸田市では子ども議会で話し合い、「戸田市子ども憲章」を平成13年10月1日に制定し、仲良く、助けあうことを誓いました。

この憲章の意味を皆さん一人一人がよく考え、受け継ぎ、優しさや思いやりで、戸田市の学校からいじめをなくしましょう。

とだしこ けんしょう 戸田市子ども憲章

水と緑に恵まれたこの戸田市の明日を担うわたしたちは、
希望をもち、みんな仲良く助けあい、地域の一員として生きていくことを誓い、
ここに「戸田市子ども憲章」を定めます。

わたしたちは きまりをまもり、責任をもって行動しましょう（責任）

わたしたちは 優しさと思いやりをもって、くらしましょう（生活）

わたしたちは 自然をまもり、きれいなまちにしましょう（地域）

わたしたちは 一人ひとりの人権を大切に、いじめや差別をなくしましょう（人権）

わたしたちは 希望と目標をもち、大きな未来に向かってはばたきましょう（未来）

もし、いじめられたら… 誰かに話そう！

もし、いじめを見たら… 声をかけよう！

そう だん
相談しよう！



・ 戸田市立教育センター相談室 ☎：048-434-5670
（祝日、年末年始を除く毎日 9:00 ～ 17:00）

・ 埼玉県立総合教育センター よい子の電話教育相談 ☎：0120-86-3192
（毎日24時間）

・ 埼玉県警察少年サポートセンター ☎：048-861-1152
（日曜、祝日、年末年始を除く毎日 8:30 ～ 17:15）

戸田市立教育センター教育心理専門員（相談員）から



いじめられていると感じているあなたへ

そのままの気持ちを教えてください。あなたが安心して生活できるよう応援しています。相談してください。

だれかを傷つけているかもしれないあなたへ

本当は自分が傷ついているのかもしれませんが。本当の気持ちを見つめてください。

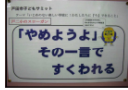
じっと見ているあなたへ

勇気をだして伝えてください。みんな傷つくために生まれてきたわけではありません。話してみても、いっしょに考えましょう。

(戸田市小学校いじめのない楽しい学校宣言)



戸田第一小学校



戸田第二小学校



新沼小学校



美谷本小学校



笹目小学校



戸田東小学校



戸田市小学校 いじめのない楽しい学校宣言

平成25年12月12日
戸田市子どもサミット
戸田市小学校児童会



戸田南小学校



喜沢小学校



笹目東小学校



新沼北小学校



美谷本小学校



戸田東小学校

【前文】

わたしたちは、友達といっしょに勉強し、なかよく過ごすことができる楽しい学校にしたいです。そのために、毎日会う友達にやさしい言葉や、明るい気持ちになる言葉をたくさんかけて、戸田市の小学校からいじめを絶対出さないようにします。

ここに、わたしたちは、「とだっ子全員がなかよくいじめのない生活を送るために、「とだっ子なかよしことば」を定め、いじめのない楽しい学校をつくることを宣言します。

【宣言】

わたしたちは「とだっ子なかよしことば」を使い、思いやりのある優しいことばをたくさんかけます。

わたしたちは「とだっ子なかよしことば」があふれるえがおいっぱい学校にします。

わたしたちは 絶対にいじめをしません、許しません。

とだっ子なかよしことば

○がんばっている子へ

- ・がんばっているね
- ・着ならでるよ、あきらめないで
- ・すごいね、ファイト

○失敗して元気がない子へ

- ・もう一度やってみようよ
- ・勇気を出して
- ・だいじょうぶだよ

○けんかをしてしまった子へ

- ・話を聞こう
- ・わたしもけんかしたことがあるよ
- ・自分からかながりの話をしてみたら

○いじめられてる子へ

- ・だいじょうぶ
- ・みんながついているから心配しないで
- ・一人じゃないからね

○いじめている子へ

- ・いじめるのはやめなよ
- ・相手の気持ちを考えながら
- ・もう一度自分のしていることを見直して

(戸田市小学校いじめのない楽しい学校宣言)

戸田市中学校いじめ撲滅宣言

平成25年1月8日
戸田市教育委員会
戸田市中学校生徒会いじめ対策本部

前文

「いじめ」この言葉をみなさんは何回聞いたでしょうか。いじめはその場だけでなく、周りの人も巻き込んで、一生消えない深い傷を残します。いじめられた人は心と身体に傷を負い、悲しい思いをします。いじめた人は傷を負わせたことに苦しみます。それをつらいこととし、みなさんご自分の立場もなまってほくありません。だから私たちがいじめを絶対に許しません。そこで私たちがいじめが起らない状態にするために、戸田市内の中学校から集まり、戸田市中学校生徒会いじめ対策本部を発足させました。この戸田市中学校生徒会いじめ対策本部で話し合ったこと、みなさんに伝えたいことを発表し、ここにいじめ撲滅を宣言します。

小学生のみんなへ

みんなが楽しい学校生活を送るために、私たちと協力していこう。仲間はずれ、暴力、いじめはけません。自分の身になって考えよう。

いじめている人へ

いじめた過去は取り消しができません。だから、これからのことを考え、もういじめはしないと心に決めよう。

戸田市中学校 いじめ撲滅宣言

大人へ

私たちに関心をもって見てください。実際に気づいてください。手を差し伸べてください。ずっと私たちの味方でいてください。

いじめられている人へ

周りの人に相談したり、助けを求めたりしてほしい。一人じゃないよ。私たちがついている。一緒に戦おう。

周りで見ている人へ

見て見ぬふりをしないで、手をさしのべよう。声をかけよう。その勇気がみんなに広がるよ。相手を気にかけて、気になれば、きっと自分にかえってくる。

